主 文 原決定を取消す。 本件を山形地方裁判所に差戻す。 理 由

本件抗告理由は末尾添付別紙記載のとおりである。

よつて按ずるに、記録に徴すれば、相手方(原告)と抗告人(被告)間の山形地方裁判所昭和三十年(ワ)第九九号家屋明渡請求事件について同年九月二てて出土のしたのは、「合意廃罷」乃至抗告人のした「解除」によりとなり、「合意廃罷」乃至抗告人のした「解除」によりとでして、「解論」によりにより、「ないないのでは、受訴裁判所はこれを否否を得す当然期日を指定の申立があったときは、受訴裁判所はこれを否否を得す当然期日を指定して審理を遂げ当該訴訟が和解によって終了したからを得す当然期日を指定して審理を遂げ当該訴訟が和解によって終了したからを得すがあると解すが、当然に停止したが、といいないないないないないないないないないないないないないないないないなが、ともと右期日指定の申立は、確定判決に対しその訴訟手続又は判断資料においないなもと右期日指定の申立は、確定判決に対しその訴訟手続又は判断資料においないなるであるが民事訴訟法上準拠するとに鑑み、民事訴訟法第五百条を類推適用して右執行の停止を許すことが相当であると思考される。

従つてこれと異る趣旨に出た原判決を取消すべきものとし、なお本件は執行停止の条件等につき本案訴訟の係属する原審をしてこれを審理の上決定せしむるを相当と思料するから本件を山形地方裁判所に差戻すべきものとする。

よつて民事訴訟法第四百十四条、第三百八十六条、第三百八十九条に則り主文のとおり決定する。 (裁判長判事 板垣市太郎 判事 檀崎喜作 判事 沼尻芳 孝)